

第2次沼津市地域公共交通利便増進実施計画の策定について

1 概要

地域公共交通利便増進実施計画は、地域における公共交通ネットワークの再編を行う取組に加え、運賃・ダイヤ等の見直しを含め、利用者の利便の増進に資する取り組みを位置づけるものです。令和7年度に策定した「第2次沼津市地域公共交通計画」が本市の交通政策全体の方向性を示すマスタープランであるのに対し、本計画は具体的施策に特化した計画であり、利便性向上や再編に関する「実行計画」として策定します。

2 両計画の性質の違い

項 目	第2次沼津市地域公共交通計画	(仮称)地域公共交通利便増進実施計画
制度上の位置づけ	・地域公共交通に関する総合的・上位の計画 ・交通政策全体の方向性を示す	・具体的施策に特化した計画 ・特に利便性向上や再編に関する「実行計画」
策定の目的	・地域全体の公共交通のあり方を整理 ・将来像や基本方針を設定 ・まちづくりや福祉、観光などとの連携も重視	・公共交通の具体的な利便性向上 ・路線再編や新交通などの導入 ・利用者目線の改善を重視
内 容	・現状分析 ・課題整理 ・基本方針、将来像 ・施策の方向性(抽象度高) ⇒戦略的・広範	・路線の再編計画 ・デマンド交通の導入 ・運賃体系の見直し ・ダイヤ改善、乗継改善 ⇒具体的、事業レベル
法制度上の関係	法に基づく基本計画	特定の事業(再編・利便向上)を実施するための認定制度付き計画

3 計画に位置付ける主な事業案

利便増進事業の内容		2次計画におけるプロジェクト				
		I	II	III	IV	V
イ	①特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更	-①	-①			
	②他の種類の旅客運送事業への転換		-②			
	③自家用有償旅客運送の導入、路線若しくは区域変更		-②			
ロ	①運賃又は料金の設定				-①	
	②運行回数又は運行時刻の設定	-①				
	③企画乗車券等の発行				-①	
ハ、イ～ロと併せて行う事業						
(1)乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善						
(2)交通結節施設における乗降場の改善						
(3)乗継ぎに関する分かりやすい情報提供				-①		
(4)ICカードまたは二次元コードの導入等					-②	
(5)上記の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置				-②	-②	

(参考) 利便増進事業一覧

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回遊できるバスの新設 など



② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換



- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など

③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

《事業例》

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの

① 運賃又は料金の設定

《事業例》

- ・定額制乗り放題運賃
- ・通し運賃 など



② 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- ・等間隔運行やパターンダイヤ など



③ 共通乗車船券の発行

《事業例》

- ・電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーバスの発行 など



ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則 § 9 の 3）

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

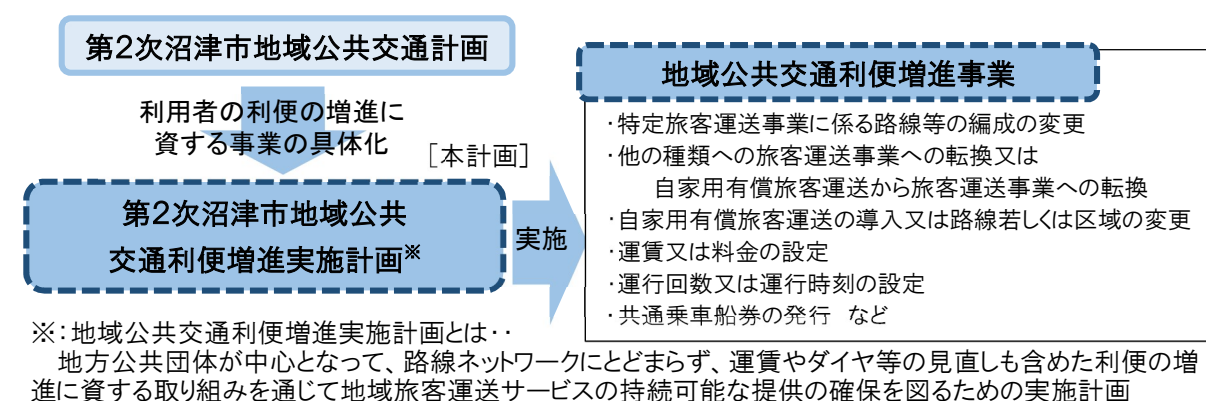
計画の目的

「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」を根拠法令とし、沼津市の将来都市像の実現に向けた地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域公共交通の確保・維持・**向上**を図るための総合的な交通計画として、「**第2次沼津市地域公共交通計画**」（以下「公共交通計画」という。）を策定しています。

本計画は、公共交通計画に基づき、市内の路線全体を見直し、持続的な移動手段の確保と、利便性向上による利用促進を図るための具体的な事業を定めたものです。

計画の位置づけ

本計画では、沼津市の総合的な交通計画である「公共交通計画」の実施計画として位置づけられます。



計画の枠組み

① 計画期間

令和9年度（2027年度）～令和12年度（2030年度）の4年間とします。

なお、計画期間中の状況の変化に応じて適宜見直しを図っていきます。

年度 関連計画	短期		中期		長期	R13年度～ (2031～)
	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	
第5次沼津市総合計画 (令和3年3月策定)					～令和12年度	
第2次沼津市都市計画マスタープラン (平成29年3月策定)					～令和18年度	
沼津市立地適正化計画 (平成31年3月策定)					～令和18年度	
第2次沼津市地域公共交通計画 (令和8年3月策定)					令和8年度～令和12年度	
第2次沼津市地域公共交通利便増進実施計画					令和9年度～令和12年度	

② 計画の区域

本計画の区域は、**沼津市全域**とします。

I. 公共交通軸のサービス水準の維持・向上プロジェクト

	実施事業	対象地域・路線	実施年度	詳細
イ-①	路線の再編・集約 ➢ 複数路線が並走している路線の再編・集約	・都市的居住圏内		
ロ-②	運行頻度・時間帯の確保 ➢ 規則的な運行パターンの設定やバス待ち時間の短縮化 ➢ 夜間の運行時間帯の拡大に向けた乗合サービスなどの提供 ➢ 新たな交通手段の導入に向けた運行等への支援の仕組みを整備し、運用基準を明確化	・都市的居住圏内/ 時間帯		

II. 公共交通によるおでかけの足の確保プロジェクト

	実施事業	対象地域・路線	実施年度	詳細
イ-①	自主運行バス等の路線再編・集約及び運行維持に関するルールづくりとその運用	・交通不便地域		
イ-②	➢ 新たな交通システム導入等を判断する基準の明確化とルール作りに基づく見直し			
イ-③	地域主体による外出支援体制の構築に向けた施策パッケージの提供 ➢ 地域住民との協働等による新たな交通手段の導入に向けた、施策パッケージの提供	・交通不便地域/ 時間帯		

III. 公共交通の利用環境向上プロジェクト

	実施事業	対象地域・路線	実施年度	詳細
ハ-③	バス停周辺の環境改善 ➢ 交通結節点となり得るバス停や施設に、デジタルサイネージ設置など、情報提供の充実を図る	・交通結節点		
ハ-⑤	運行情報のデータ化と活用 ➢ GTFS データを整備、活用し、バスロケやデジタルサイネージへのリアルタイム運行情報の表示、アプリ等との連携した仕組みづくり	・市内全路線		

IV. 新たなおでかけ機会の創出プロジェクト

	実施事業	対象地域・路線	実施年度	詳細
ロ-①	利用しやすい運賃体系の見直し	・市内全路線		
ロ-③	➢ サービスを組み合わせた企画乗車、周遊フリーパス、高齢者向けのお得なパスによる利用促進 ➢ 地域住民を対象とした往復割引などの企画乗車の導入 ➢ 競合路線において、各社のバス路線が相互に乗車できる共通乗車制のしくみづくり			
ハ-④	交通案内情報の充実	・市内全路線		
ハ-⑤	➢ 分かり易く機能的な公共交通マップやオープンデータを活用した時刻表を作成 ➢ 各バス停に、QRコードなどを設置 ➢ アプリ等を活用し、交通モードと観光施設などを組み合わせ、移動手段と目的地をシームレスに楽しめる機能の搭載、機能拡充 ➢ アプリ上にバスロケーションシステムを搭載し既存データとの連携を図る			